白河市屋外広告物等に関する条例等が一部改正となります

~有資格者による点検・管理と点検結果の提出が必要となります~

近年、全国的に適切に管理されていない屋外広告物等が、老朽化等により倒壊又は落下する事故が 発生しており、屋外広告物の安全性の確保が課題となっています。

白河市では、このような状況を踏まえ、屋外広告物等の適切な維持管理の徹底を図ることを目的として、屋外広告物等に関する条例及び同施行規則の一部を改正します。

令和3年7月7日から施行

全員に管理義務があります

管理義務の 明確化









占有者

?管理義務とは?

管理義務とは、屋外広告物に関して補修やその他必要な管理を怠らないようにし、 良好な状態を保持する義務のことです。

表示者·設置者

所有者とは・・・屋外広告物を表示する掲出物件を所有する者(貸しビル等の所有者など) 占有者とは・・・掲出物件を所有者から賃借し、屋外広告物を表示する者(広告代理店など)

安全点検の 義務化

白河市内に掲出・表示されている全ての屋外広告物等(貼紙、貼札等、立看板などの一部の屋外広告物等を除く)を対象に、安全点検の実施が義務付けられます。許可の要・不要を問わず、全ての屋外広告物等が点検の対象となります。

点検結果の 報告義務

許可を受けている屋外広告物等は、許可更新申請の際に、申請前3か月以内に実施した点検結果を記録した「屋外広告物点検結果報告書」を 提出することが義務付けられます。

点検結果の報告義務は、令和3年7月7日以降に許可更新申請 書が提出されるものから適用となります。



令和4年7月1日から施行

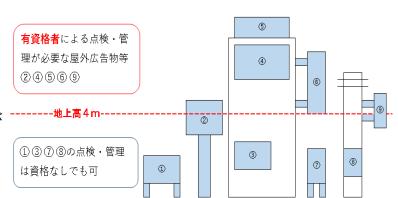
地上から屋外広告物等の上端までの高さが4mを超えるものは、

下記の資格を有する者に点検を行わせなければなりません。 また、管理者も有資格者である必要があります。

有資格者に よる点検と 管理

【点検・管理の資格者】

- (1) 屋外広告士
- (2) 1級・2級建築士
- (3) 職業訓練指導員等
- (4) 日本屋外広告業団体連合会及び 日本サイン協会が実施する 点検技能講習の修了者
- (5) そのほか市長が適当と認める者



≪※裏面の「~よくある質問~」をご参照ください≫

≪問い合わせ先≫ 白河市役所 建設部 都市計画課 景観係 ☎0248-22-1111(内線2235)FAX0248-24-1854

※ 白河市屋外広告物等に関する条例に関する詳細は、白河市ホームページ(下記URL)からもご覧いただけます。 http://www.city.shirakawa.fukushima.jp/page/dir000784.html

~よくある質問~

Q.どのような屋外広告物が点検の義務の対象となりますか?



白河市内に掲出・表示されている屋外広告物等のうち、建物の壁面や屋上を利用して設置されたもの (壁面利用広告、屋上利用広告)、または独立して地上に設置されたもの(建植広告、固定された状態 になっているもの)が該当します。

貼紙、貼札等、立看板など、簡易なものについては対象外となります。

Q許可が不要な屋外広告物等の所有者です。

市内の全ての屋外広告物等の安全点検が義務化されたとのことですが、点検結果は市役所に報告する必要はありますか?

許可が不要な屋外広告物等(自己用広告物の適用除外等)は、点検結果を市役所に報告する必要はありませんが、当該屋外広告物等が除却されるまでの間は点検結果を保管してください。 許可を受けている屋外広告物等は、3年に1度の許可更新の際、更新申請書とあわせて点検結果報告書を提出する必要があります。

Q.地上から屋外広告物等の上端までの高さが4mを超える屋外広告物等の所有者です。 いままで自分で点検を行っていましたが、有資格者でない場合、どうしたらいいですか?

令和3年7月からの1年間は、条例改正の移行期間として、有資格者でなくても点検を実施することができます。

移行期間の間に、点検を実施することのできる有資格者を探していただくようお願いします。

Q.建物の外壁面に直接ペンキで会社名を描画しています。 地上から会社名までの高さは4mを超えているため、有資格者の点検が必要でしょうか?

建物の外壁面に描画により表示している屋外広告物については、有資格者による点検は不要です。 補修やその他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態を保持するようお願いします。

Q.点検を行う際に撮影するカラー写真は、どの部分を撮ればいいでしょうか?

屋外広告物等の全体の現状を撮影したもの、点検作業の状況を撮影したもの(異常箇所の状況など)、修繕を行う場合は、修繕前後の状態が分かるものを撮影してください。

Q.点検できる有資格者を探したいのですが。

福島県内であれば、下記の業界団体にご相談ください。

·福島県屋外広告美術協同組合

電話:024-524-0937